

### 03. 環境配慮指針（製材業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙	焼却炉、ボイラー	粉じん	木材加工機械、木屑置場、集じん機、吹付塗装
水質汚濁	湿式バーカー	悪臭	焼却炉、木屑置場、吹付塗装
騒音振動	空気圧縮機、木材加工機械、集じん施設、荷物の積み下ろし		

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
ばい煙	ボイラー	大気汚染防止法 ダクトイオン類対策特別措置法
	廃棄物焼却炉	
粉じん	木材チップ又は木粉の堆積場	県条例
	木材チップ又は木粉の用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア	
	木材チップの風送施設	
	木材加工用の帯のご盤、丸のご盤及びかんな盤	
水質汚濁	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	水質汚濁防止法
	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	
	パーティクルボード製造業の用に供する湿式バーカー、接着機洗浄施設	
	木材薬品処理業の用に供する湿式バーカー、薬液浸透施設	
	木材化学工業の用に供する蒸留施設	
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
	木材加工機械（ドラムバーカー、チップパー、碎木機、帯のご盤、丸のご盤、かんな盤）	
	集じん施設	県条例
振動	圧縮機	振動規制法、県条例
	木材加工機械（ドラムバーカー、チップパー）	
悪臭	木材チップの堆積場	県条例

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m<sup>3</sup>/時、総排水量が 2,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

#### その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

丸太等の木材搬入時に、大きな振動を発生させることがあります。近隣の生活環境保全のため、搬入時間や防振ゴム設置等の防振対策について御配慮ください。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）